

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第四十五号

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、「差額に相当する額」の下に「（佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。）附則第九項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「第六号」を「第五号」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「（その」を「とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「医療職給料表（一）等適用職員」という。）であつて基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員以外のもの及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする

る異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「に、「額」を「額とする。」に改め、同項第二号中「第六号」を「第五号」に、「者にあつては、」を「者にあつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「(その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「に、「額」を「額」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「あつては、」に改め、同項第三号中「第六号」を「第五号」に、「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「(その」を「とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの「に、「額」を「額とする。」に改め、同項第四号イ中「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「額」を「額、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額)に」に改め、同号ロ中「あつては、」を「あつては」に、「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「その額」を「基準日において減額改定対象職員以外の職員である者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者を除く。)にあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項中「相当する額」の下に「(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が

減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額」を加える。

第五条第一項中「百分の九十九・八二」を「百分の九十九・五九」に、「その額」を「これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）等適用職員である者となることとなるものを除く。）にあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八三を乗じて得た額とし、それらの額」に、「第三条第七号」を「第三条第六号」に改め、「差額に相当する額」の下に「（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・六を乗じて得た額）」を加える。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条 平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。